

公認会計士・税理士の皆様へ
認定経営革新等支援機関の皆様へ

関与先・お取引先の 「特例承継計画」の提出はお済みですか？

～適用を受けるための提出期限まで残りわずかとなりました～
千葉県庁への提出は**令和6年3月31日**締め切り！

非上場会社の自社株式を後継者に贈与・相続する場合、一定の要件を満たせば、贈与税・相続税の納税猶予・免除が可能となります。事業承継税制の特例措置と呼ばれるこの制度は、令和9(2027)年12月31日までの、時限措置となっています。

特例措置の適用を受けるためには、令和6(2024)年3月31日までに、千葉県庁に「特例承継計画」を提出して、千葉県知事の確認を受けておく必要があります。

「事業承継税制の特例措置」について知りたいのですが？

「マニュアル」が公表されています。中小企業庁のホームページからダウンロードできます。

「贈与税・相続税の納税猶予制度」の概要、実際の申請手続きについては……………①

「特例承継計画」の作成については……………②

を参照ください。

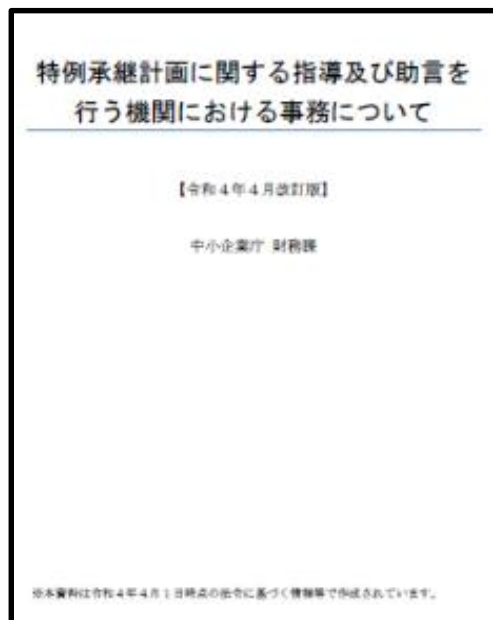
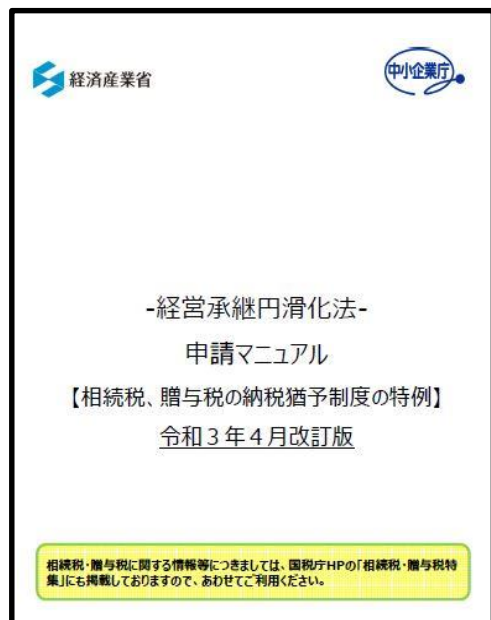
・出力の方法：中小企業庁HP トップページ 財務サポート ▶ 事業承継 → 事業承継の支援策 ▶ 詳しくはこちら
→ 税制 特例事業承継税制 **申請マニュアル** 申請書類関係書類)

1. 申請マニュアル …… ①

3. 認定経営革新等支援機関による指導及び助言について …… ②

①特例措置（法人版）のマニュアル

②特例承継計画記載マニュアル



特例承継計画 Q & A

Q 1. 特例措置を受けるためには、「特例承継計画」の提出が必要ですか？

A 1. はい。

事業承継税制の特例措置は、令和9(2027)年12月31日までの、時限措置です。特例措置の適用を受けるためには、**令和6(2024)年3月31日までに、認定支援機関*が指導・助言を行った旨を記載した「特例承継計画」を千葉県に提出し、千葉県知事の確認を受けておく必要があります。**

* 税理士・公認会計士（法人含む）・金融機関・商工会・商工会議所等のうち、国の認定を受けている機関。

Q 2. 「特例承継計画」を期限までに提出しなかった場合、贈与（相続）税の納税猶予の特例措置の申請はできないということですか？

A 2. はい。特例措置の納税猶予の申請はできません。

その場合でも、一般措置の納税猶予の申請をすることはできます。

特例措置は、全株式が対象であり、納税猶予割合も100%まで可能です。事業承継後5年間平均8割の従業員の雇用維持要件が緩和されるなど、**あらゆる点で、特例措置の方が一般措置よりも有利です。**したがって、**特例措置の適用を受けられるようにしておくことが大切です。**

Q 3. 「特例承継計画」の提出をすれば、必ず納税猶予が認められるのですか？

A 3. いいえ。

「特例承継計画」を提出したからといって、必ず納税猶予が認められるわけではありません。

「特例承継計画」は、特例措置を受けるための事前申請的な位置づけです。株式の贈与（相続）に伴い、贈与（相続）税の納税猶予を申請する段階で、一定の認定要件を満たす必要があります。

令和6年3月31日までに、「特例承継計画」を提出し、千葉県知事の確認を受けた中小企業が、令和9年12月末までに、自社株式の贈与を行なった場合、あるいは相続により株式を取得した場合、所定の期間内に千葉県知事宛てに、納税猶予の申請を行います。

認定要件をすべて満たした場合、県から認定書が送付されます。それに基づき、所轄税務署に税務申告することで、最終的に納税猶予が認められます。

Q 4. 「特例承継計画」を提出する際のデメリットはありますか？

A 4. ないものと思われれます。

「特例承継計画」を提出した後、実際の贈与・相続時に、納税猶予制度を利用しなくてもかまいません。

むしろ、**特例承継計画を提出していなかった（話も聞いたことがなかった）などと後で言われるデメリットの方が大きいでしょう。**

社長の平均年齢は60歳、平均引退年齢は70歳です。

また、後継者の育成には、5～10年かかるとされています。

令和9年12月末までに、後継者に株式を譲ることをお考えの中小企業や、一般に、自社株式の評価額が高くなる傾向がある純資産5000万円以上の中小企業については、**令和6年3月31日までに「特例承継計画」を提出しておくように**アドバイスし、早めに行いましょう！

「特例承継計画」の様式や記載例はどこにありますか？

中小企業庁のホームページからダウンロードします。

(記載例1～3)を参考に、特例承継計画(様式21)を記入し、添付書類を用意します。

出力の方法: 中小企業庁HP トップページ 財務サポート ▶ 事業承継 → 事業承継の支援策 ▶ 詳しくはこちら

→ 税制 特例事業承継税制(申請マニュアル、申請手続関係書類)

・特例承継計画(特例認定の申請にあたり必ず提出が必要です)

▶ 特例承継計画(様式21)、(記載例1～3) ▶ 添付書類

＜特例承継計画の見本＞

・様式のレイアウト・文字フォントは変更せず、そのまま使用

・備考、記載要領も削除しない

様式第21	
施行期間第17条第2項の規定による承認申請書 (特例承継計画)	
年 月 日	
届出情報 姓 名	
〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	
代表者の氏名	
代表者の住所	
代表者の電話番号	
代表者の代表者	
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行期間第17条第1項第1号の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。	
記	
1. 会社について	
主たる事業内容	
資本金額又は出資の総額	円
臨時使用する従業員の数	人
2. 特例代表者について	
特例代表者の氏名	
代表者の住所	(口番) 〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇
3. 特例後継者について	
特例後継者の氏名(①)	
特例後継者の氏名(②)	
特例後継者の氏名(③)	
4. 特例代表者が有する株式会社等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について	
株式会社を承継する期間(予定)	年 月 ～ 年 月
当該期間までの経営上の課題	
当該課題への対応	
5. 特例後継者が株式会社等を承継した後の期間の経営計画	
承継期間	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	
6年目	
7年目	
8年目	
9年目	
10年目	
11年目	
12年目	
13年目	
14年目	
15年目	
16年目	
17年目	
18年目	
19年目	
20年目	
21年目	
22年目	
23年目	
24年目	
25年目	
26年目	
27年目	
28年目	
29年目	
30年目	
31年目	
32年目	
33年目	
34年目	
35年目	
36年目	
37年目	
38年目	
39年目	
40年目	
41年目	
42年目	
43年目	
44年目	
45年目	
46年目	
47年目	
48年目	
49年目	
50年目	
51年目	
52年目	
53年目	
54年目	
55年目	
56年目	
57年目	
58年目	
59年目	
60年目	
61年目	
62年目	
63年目	
64年目	
65年目	
66年目	
67年目	
68年目	
69年目	
70年目	
71年目	
72年目	
73年目	
74年目	
75年目	
76年目	
77年目	
78年目	
79年目	
80年目	
81年目	
82年目	
83年目	
84年目	
85年目	
86年目	
87年目	
88年目	
89年目	
90年目	
91年目	
92年目	
93年目	
94年目	
95年目	
96年目	
97年目	
98年目	
99年目	
100年目	

千葉県庁への提出はどうすればよいのですか？

【提出書類】 つぎの2点です。

① 確認申請書(特例承継計画) ② 履歴事項全部証明書

特例代表者が既に代表者を退任している場合で、②の履歴事項全部証明書に、退任日の記載がない場合は、退任日の記載がある ③ 閉鎖事項証明書 も提出下さい。

【提出先】 千葉県商工労働部 経営支援課 (郵送にて受付します)

①の特例承継計画は、つぎのとおり、所定の書式で、2部作成の上、提出して下さい。

特例承継計画(様式第21)

(表)	(裏)
● 捨印 (代表者印)	

・①申請書は原本2部(正、副)
本文～別紙までを袋綴じ
代表者印・認定支援機関印・割印不要
1枚目上部に捨印(代表者印)のみで可

・②(③)の 添付書類は1部で可

・提出は郵送が原則
返送先を記載した返信用封筒を同封
(切手不要)

照会・相談窓口・提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部 経営支援課

TEL 043-223-2712 FAX 043-227-4757

(月曜～木曜日の午前9時から午後5時まで)